

各政党幹事長 様

政治分野における女性の活躍促進について

昨年5月に公布・施行された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）において、政党は、「所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」ことが規定されております。

また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、政治分野における女性の参画拡大に向け、政府として、政党等に対し積極的に働きかけを行うこととしております。

具体的には、以下の取組を要請することとしております。

- ① 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき民間企業等が行う取組内容（女性の活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成等の取組を含めた行動計画の策定・情報開示等）を踏まえた自主的な取組の実施
- ② ポジティブ・アクションの自主的な導入に向けた検討
- ③ 両立支援体制の整備等を始めとした女性議員が活躍しやすい環境の整備

これらを踏まえ、貴党におかれましても、党员・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、数値目標の設定やポジティブ・アクション導入等の自主的な取組を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年12月

女性活躍担当大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

橋本聖子